

■ 東岡崎駅北口駅前広場の検討にあたっての与条件と基本方針（変更版）

※変更年月日：2008.1.9 ※変更箇所：項目「一般車乗降バース数」の基本方針

項 目	与 条 件 の 内 容	基 本 方 針
用地	● 現広場東側へ用地を拡張する	● 六所神社敷地西側までを対象用地とする（約 8,000 m²） ● 地権者に対して、必要があれば代替用地を用意する
駅前広場	● 歩行者と車の動線分離 ● 限られた用地内での駅前広場機能の確保	● 広場を立体化する
駅前広場の位置・区域	● 景観形成を考慮し、明代橋側（西側）に配置する	● 所要のバス、タクシースペースを地上レベルに配置する
駅前広場の面積	● 最低 4,600 m²以上（98年式算定値 7,000 m²が目標）	● 2層式立体駅前広場とすることで必要面積を確保する
駅舎	● 立体駅前広場及び自由通路と一体的に検討する	● 橋上駅舎化する ● 桁下から軌道面まで6.5m以上の建築限界を確保する
駅ビル敷地の位置・区域	● 景観形成を考慮し、東側に配置する	● 鉄道用地に接するように配置する ● 橋上駅舎及び自由通路に近接させる
駅ビルの面積	● 敷地面積約 2,000 m²～3,000 m²	● 駅前広場と調整をしつつ、左記面積を確保できるよう配慮する
道路網	● 堤防道路を対面通行にし、南北道路を配置する ● 南北道路と都市計画道路岡崎一色線との交差点を新設する	● 駅前広場の入口と出口を分離する
自動車動線処理・ネットワーク	● 県道の交通流円滑化を図るために、自動車交通を分散させる ● バス・タクシーと一般車の分離 ● 一般車は名鉄用地を通過しない	● 地域の環境保全や公共交通利用者の利便性の観点から、最適なバス経路及び一般車経路を検討する ● バス・タクシーは「東」から入り、「西」から出るものとする ● バス・タクシー用と一般車用の出入口を分離する（車線分離を含む）
歩行者動線処理・ネットワーク	● 駅舎、自由通路、駅ビル、駐車場・駐輪場及び既存商店街との連絡性を確保 ● 2階デッキの桁下は4.7m以上の建築限界を確保	● 歩行者通路、広場を2階レベルに配置し、左記施設間を連絡する歩行者ネットワークを構築する ● バス・タクシーバースへのアクセスは2階および地上レベルで確保する
自由通路	● 立体駅前広場及び橋上駅舎と一体的に検討する	● 現在の地下通路の上部付近とする ● 橋上駅舎と一体的に検討をする
バス・バース数	● 8バース以上（現状量の確保）	● 北口広場整備完了時点での路線バスやコミュニティバス等の需要を踏まえたうえで、南口広場と機能を分担させる。 このため、現行バース数を確保して計画を策定する
タクシー・プール数	● 15バース・プール以上（現状量の確保）	● 現行バース・プール数を確保して計画を策定する
一般車乗降バース数	● 可能な範囲内で確保	● 一般車の利便性は可能な限り考慮する ● 障害者の車の利用を考慮する
その他駅前広場内導入施設	● 環境空間（交流機能、修景機能）の確保 ● バリアフリー対策の実施	● 2階デッキ上に多目的広場、修景広場等を配置する ● エレベータ、エスカレータ等について、橋上駅舎・自由通路、駅ビル内の施設との役割分担を踏まえて今後検討する